

訪問介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
重要事項説明書

1 訪問介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業は、要介護又は要支援状態等にある利用者に対し、介護保険法で定める訪問介護サービス又は第1号訪問事業（訪問型サービス）を提供し、利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅に於いて自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2 会社概要

- 法人名称 : 有限会社 リヴクリエイト
- 法人所在地 : 旭川市豊岡15条5丁目4番14号
- 電話番号 : 0166-37-5517
- 代表者名 : 佐藤 美智子

3 訪問介護サービス・第1号訪問事業（訪問型サービス）を提供する事業所（以下、「サービス事業所」とします）

■サービス事業所の概要

サービス事業所の名称	訪問介護ステーション たいし
所在地	旭川市豊岡15条5丁目4番15号
電話番号	0166-37-5517
FAX番号	0166-37-5538
指定事業所番号	0172901977
実施サービス	訪問介護・第1号訪問事業
サービス提供地	旭川市
備考	

■職員体制

	常勤	非常勤	計	資格等
管理者	1人		1人	介護福祉士
サービス提供責任者	3人		3人	介護福祉士
訪問介護員 (ホームヘルパー)	2人	6人	8人	介護福祉士
		1人	1人	看護師
		7人	7人	1～2級課程終了者・初任者研修
備考	管理者はサービス提供責任者と兼務			

■営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日迄とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日は除く。
営業時間	午前9時00分～午後5時00分
備考	

※ 居宅サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

4 主となるサービス内容

※ 介護保険法で定める訪問介護のサービス内容に限られます。

① 身体介護

食事介助：食事の介護を行います。

入浴介護：入浴の介護を行います。

排泄介助：排泄の介助・オムツ交換を行います。

体位変換：体位変換を行います。

清 拭：入浴が困難なお客様を対象に、清潔保持のために身体を拭きます。

移動介助：通院介助等を行います。

整容介助：身繕いを整える介助をします。

② 生活援助

調 理：利用者の食事を用意します。

洗 濯：利用者の衣類等の洗濯をします。

掃 除：利用者の居室の掃除をします。

買 物：利用者の日常生活必需品の買い物を行います。

そ の 他：利用者の衣類・寝具の交換等を行います。

※ サービスは利用者を対象としたものに限られ、上記の生活援助の場合、利用者以外の方のお食事の調理、衣類等の洗濯、買い物、利用者の居室以外の掃除は できません。

※ 調理の中でも、きざみ食やミキサー食、及び糖尿病食などの特別食（医療食・治療食）は、介護保険法のサービス区分上、身体介護として取り扱われます。

※ 各々のサービス内容やその実施方法の詳細につきましては、サービス従業者（5 参照）までお気軽におたずねください。

＜サービスのご利用にあたりまして＞

なお、たいしが提供致しますサービスは以下の取り扱いとさせていただいておりますので、サービスの実施において、ご不信の点がございましたら、直ちに事業所迄ご連絡ください。

1. サービス提供上必要な場合（※）を除きまして、利用者の現金お預かりすることは一切ございません。
2. 利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることは一切ございません。
3. 利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所をお聞きすることも一切ございません。
※ 訪問介護サービス・第1号訪問事業（訪問型サービス）における、買い物代行サービス等を行うにあたって、少額の 現金をお預かりするケースはございますが、その際には、利用者またはそのご家族にその場で必ず金額等に関するご確認・ご了承をいただいております。
4. 利用者及びそのご家族の個人情報の取扱いには、守秘義務の遵守のもと、細心の注意を払います。

5 サービス従業者

- ① サービス従業者とは、利用者に訪問介護サービス・第1号訪問事業（訪問型サービス）を提供する訪問介護ステーションたいし（以下、「たいし」とします）の職員であり、主として訪問介護員（介護福祉士、訪問介護員養成研修1～2級課程修了者、初任者研修課程修了者、看護師等）そして、サービス提供責任者が該当します。

② 利用者の担当になる訪問介護員の選任（担当の変更を含みます）は、たいしが行い、利用者が訪問介護員を指名することはできません。

たいしの都合により担当の訪問介護員を変更する場合は、利用者やそのご家族等に対し事前にご連絡をするとともに、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。

③ 利用者が、担当の訪問介護員の変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、事業所まで申し出てください。

④ たいしは、利用者からの変更希望による変更も含め、訪問介護員の変更により、利用者及びそのご家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。

6 利用料金

① 基本料金

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額です。（消費税は課税されません）ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

■下表は通常時間帯（午前8時00分から午後6時00分）の場合です。

■利用者がお住まいの地域の基本料金は、括弧内の金額の下に記載しています（負担割合1割の場合の金額）。

訪問介護サービス

■下表の括弧内の金額は、介護保険法で定める訪問介護のサービスの基本となる報酬単価であり、地域により異なります。

	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
身体介護	(2,680円) 268円	(4,260円) 426円	(6,240円) 624円	(7,140円) 714円
	20分以上～ 45分未満	45分以上		
生活援助	(1,970円) 197円	(2,420円) 242円		

○上記の基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた訪問介護サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。

○通常時間帯以外の時間帯にサービスを提供する際には、上記の基本料金に、以下の通り割増されます。

サービス提供時間	割り増し率
早朝（午前6時00分～午前8時00分）	25%
夜間（午後6時00分～午後10時00分）	25%
深夜（午後10時00分～午前6時00分）	50%

○2名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得た上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

○上表の「身体介護」に於いて、1時間30分を越えるサービス提供の際の30分を増すごとの追加料金につきましては、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合、30分を増すごとに生活援助の追加料金が適用されます。

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業（訪問型サービス）

訪問介護員が訪問し、利用者が自分でできることが増えるように食事などの支援を行います。

■第1号訪問事業（訪問型サービス）を利用した場合の基本利用料は利用者がお住まいの地域が定める額（月単位）とします。

訪問型サービス費 1 1	要支援 1・2, 事業対象者	(11,760円) 1176円
訪問型サービス費 1 2	要支援 1・2, 事業対象者	(23,490円) 2349円
訪問型サービス費 1 3	要支援 2	(37,270円) 3727円

② 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

■ 初回加算【新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合】 200単位

■ 緊急時訪問介護加算【利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合】 100単位

■ 生活機能向上連携加算【利用者の自宅を訪問する際に「サービス提供責任者」と「訪問リハビリテーション」または「通所リハビリテーション」の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が同行し、共同して行ったアセスメント結果に基づき「訪問介護計画」を作成した場合】(Ⅰ) 100単位 (Ⅱ) 200単位

■ 特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の100分の10

■ 処遇改善加算 I ロ 【介護職員の処遇改善の取り組み】(介護報酬総単位数) × 28.7%

③ 交通費

前記3に記載されているサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、前記3に記載されているサービス提供地域を越えた地点から利用者の居宅までの往復距離について交通費を負担していただくことになり、その詳細は下記の通りです。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実費
車	1キロあたり20円

※サービス従業者の移動手段は地域により異なります。

※通院介助に於ける利用者の居宅と病院の往復の移動交通費（サービス従業者の移動交通費を含みます）は、原則として利用者の負担になります。

※買い物代行においてサービス従業者の自動車を使用する場合には、使用時の経費として往復で実費相当のご負担をいただきます。

④ 訪問介護サービス計画・第1号訪問事業計画及び利用料金の見積もり

居宅サービス計画に基づいて提供する訪問介護サービス計画・第1号訪問事業計画及び利用料金の見積もりは、別紙「ご利用確認書」に記載の通りです。

なお、「ご利用確認書」は、居宅サービス計画の変更により訪問介護サービス計画・第1号訪問事業計画の変更があった場合、新たに利用者に交付しその内容を確認するものとします。

7 キャンセル

利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をいただきます。

①サービス利用日の前営業日の17時までにご連絡をいただいた場合	無料
②サービス利用日の前営業日の17時までにご連絡をいただかない場合	500円

※利用者の容態の急変など、緊急且つやむを得ない場合はキャンセル料をいただきません。

※上表の②について、利用者の都合によるキャンセルが頻繁に起こる場合については、キャンセル料を協議の上変更します。

キャンセルの連絡先電話番号	0166-37-5517
---------------	--------------

8 お支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、たいしが定める翌月の期日までにお支払いいただきます。お支払い方法は、原則として集金とさせていただきます。なお、集金以外のお支払いについては、たいしままたは訪問いたしましたサービス従業者までご相談ください。

※前記は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」の取り扱いに於いては、一旦利用者に基本料金をお支払いいただき、その後市区町村に対して保険給付分（基本料金の9割）を請求していただくことになります。

9 留意事項

①サービス提供の為に利用者の居宅に於いて使用する水道、電気、ガス、電話等の費用は利用者の負担になります。

②訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

10 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

①サービス事業所

電話番号	0166-37-5517
受付時間	営業日の午前9時00分～午後5時00分
備考	

■苦情受付担当者：訪問介護ステーションたいしの従業者

■苦情解決責任者：訪問介護ステーションたいしの管理責任者

< 苦情相談対応の基本手段 >

- I. 苦情の受付
- II. 苦情内容の確認
- III. 苦情解決責任者などへの報告
- IV. 苦情解決に向けた対応の実施
- V. 再発防止又は改善の措置
- VI. 苦情解決責任者等への最終報告

②会社

電話番号	0 1 6 6 - 3 7 - 5 5 1 7
受付時間	営業日の午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
受付部署名	訪問介護ステーションたいし 苦情受付窓口

③その他

その他の相談・苦情受付窓口としては、下記の窓口がございます。

- ・市区町村の相談・苦情受付窓口
- ・国民健康保険団体連合会の苦情受付窓口

1 1 虐待防止について

人権の擁護・虐待の防止、その再発を防止するために虐待の防止委員会を設置し定期的に虐待の防止委員会を開催し、その結果を従業員に周知します。

虐待防止責任者	佐藤美智子
電話番号	0 1 6 6 - 3 7 - 5 5 1 7
受付時間	午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分

1 2 身体拘束の適正化

サービスの提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

1 3 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修及び訓練を行います。また、常に関係機関と連携を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

1 4 緊急時及び事故発生時の連絡先

主治医・ご家族等緊急時及び事故発生時の連絡先は、予め担当のサービス従業員により確認させていただきます。サービス提供中に利用者の容態の急変等があった場合には、当該の連絡先及び居宅介護支援事業者等へ連絡します。

医療機関	
主治医	
ご家族連絡先	

緊急時連絡先

管理者・サービス提供責任者 佐藤美智子 090-7055-6775

受付時間

営業日の午前9時00分～午後5時00分

1.5 賠償責任について

- ① たいしは居宅サービスの提供に伴って、たいしの責めに帰すべき事由により、利用者又はそのご家族等の介護者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- ② 利用者又はそのご家族等の介護者は、利用者又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、たいしのサービス従業者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、その損害賠償を請求される場合があります。

1.6 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、たいしの料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

以上

上記について、利用者（又はその代理人）に説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	旭川市豊岡15条5丁目4番15号
	事業者名	有限会社 リヴクリエイト
	サービス所業所	訪問介護ステーション たいし

説明者氏名 _____ 印

私は、上記にもとづき重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意しました。

利用者	住所	_____
	氏名	_____ 印

代理人	住所	_____
	氏名	_____ 続柄 印